

平成25年12月
大竹市議会定例会（第5回）議事日程

平成25年12月19日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1 認 第 7 号	平成24年度大竹市一般会計決算	決算特別 (認定)	
第 2 認 第 8 号	平成24年度大竹市国民健康保険特別会計決算		
第 3 認 第 9 号	平成24年度大竹市漁業集落排水特別会計決算		
第 4 認 第 10 号	平成24年度大竹市農業集落排水特別会計決算		
第 5 認 第 11 号	平成24年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算		
第 6 認 第 12 号	平成24年度大竹市土地造成特別会計決算		
第 7 認 第 13 号	平成24年度大竹市介護保険特別会計決算		
第 8 認 第 14 号	平成24年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算		
第 9 議案第62号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について	総務文教 (原案可決)	+
第10 議案第63号	一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について		
第11 議案第65号	大竹市火災予防条例の一部改正について		
第12 議案第67号	財産の取得について（小型動力ポンプ付消防車）		
第13 議案第69号	平成25年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	生活環境 (原案可決)	
第14 議案第64号	大竹市水道条例等の一部改正について		
第15 議案第66号	大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について		
第16 議案第68号	広島県と大竹市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議について		
第17 議案第70号	平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）		
第18 議案第71号	平成25年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）		
第19 議案第72号	平成25年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）		
第20 議案第73号	平成25年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）		
第21 議案第74号	平成25年度大竹市一般会計補正予算（第3号）	総務文教付託	総務文教 (採 択)
第22 平成25年請願第2号	少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について	総務文教	

- 第 2 3 平成24年陳情第2号 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情
- 第 2 4 平成24年陳情第3号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に係る意見書の提出を求める陳情
- 第 2 5 平成25年陳情第1号 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情
- 第 2 6 生活環境委員会の閉会中の継続審査について
- 生活環境
(採 択)
- まちづくり対策
(継続審査)
- 即 決

○会議に付した事件

- 日程第 1 認 第 7 号から日程第 8 認 第 1 4 号 (報告・表決)
- 日程第 9 議案第 6 2 号から日程第 1 3 議案第 6 9 号 (報告・表決)
- 日程第 1 4 議案第 6 4 号から日程第 2 0 議案第 7 3 号 (報告・表決)
- 日程第 2 1 議案第 7 4 号 (説明・付託)
- 日程第 2 2 平成25年請願第2号 (報告・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第3号 (説明・表決)
- 日程第 2 3 平成24年陳情第2号から日程第 2 4 平成24年陳情第3号 (報告・表決)
- 追加日程第 2 意見書案第4号から追加日程第 3 意見書案第5号 (説明・表決)
- 日程第 2 5 平成25年陳情第1号 (報告・表決)
- 日程第 2 6 (表決)
- 追加日程第 4 議案第 7 4 号 (報告・表決)

○出席議員 (16人)

1 番	寺 岡 公 章	2 番	大 井 渉
3 番	網 谷 芳 孝	4 番	藤 井 馨
5 番	乃 美 晴 一	6 番	児 玉 朋 也
7 番	北 林 隆	8 番	山 崎 年 一
9 番	細 川 雅 子	1 0 番	日 域 究
1 1 番	上 野 克 己	1 2 番	原 田 博
1 3 番	二階堂 博	1 4 番	田 中 実 穂
1 5 番	西 川 健 三	1 6 番	山 本 孝 三

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入 山 欣 郎
副	市 長	大 原 豊
教	育 長	大 石 泰
総	務 部 長	太 田 勲 男
市	民 生 活 部 長	青 森 浩

健康福祉部長兼
福祉事務所長
建設部長
上下水道局長
消防長
総務課長兼任選挙
管理委員会事務局長
企画財政課長
産業振興課長兼任
農業委員会事務局長
自治振興課長
社会健康課長
監理課長
会計管理者兼会計課長
総務学事課長
監査委員
監査事務局長

○出席した事務局職員

議会事務局長
議事係長

正木丈治

長谷川寿男
稲田正文
西岡靖成
米中和成

吉岡和範
中川英也

吉田茂文
政岡修
香川晶則
住田優子
野崎光弘
黒田孝士
小松正二

福重邦彦
三浦暁雄

+

10時00分 開議

○議長（寺岡公章） 皆さん、おはようございます。
定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、14番、田中実穂議員、  
15番、西川健三議員を指名いたします。  
本日の議事日程、議案審査報告について、請願・陳情審査報告についてを議席に配付さ  
せておきましたが、配付漏れはありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。  
これより、直ちに日程に入ります。  
~~~~~○~~~~~

日程第1～日程第8〔一括上程〕

- 認 第 7 号 平成24年度大竹市一般会計決算
- 認 第 8 号 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計決算
- 認 第 9 号 平成24年度大竹市漁業集落排水特別会計決算
- 認 第10号 平成24年度大竹市農業集落排水特別会計決算
- 認 第11号 平成24年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算
- 認 第12号 平成24年度大竹市土地造成特別会計決算
- 認 第13号 平成24年度大竹市介護保険特別会計決算
- 認 第14号 平成24年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（寺岡公章） 日程第1、認第7号平成24年度大竹市一般会計決算から日程第8、認
第14号平成24年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を一括議題といたします。
本8件に関し、委員長の報告を求めます。
決算特別委員長、田中実穂議員。

決算特別委員会議案審査報告書

平成24年9月24日、第4回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記
のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号 | 件 名 | 審査の結果 |
|------|-----------------|-------|
| 認第7号 | 平成24年度大竹市一般会計決算 | 認 定 |

| | | |
|-------|-----------------------------|-----|
| 認第8号 | 平成24年度大竹市国民健康保険特別会計決算 | 認 定 |
| 認第9号 | 平成24年度大竹市漁業集落排水特別会計決算 | 認 定 |
| 認第10号 | 平成24年度大竹市農業集落排水特別会計決算 | 認 定 |
| 認第11号 | 平成24年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算 | 認 定 |
| 認第12号 | 平成24年度大竹市土地造成特別会計決算 | 認 定 |
| 認第13号 | 平成24年度大竹市介護保険特別会計決算 | 認 定 |
| 認第14号 | 平成24年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算 | 認 定 |

平成25年10月18日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

決算特別委員長 田中 実穂

〔決算特別委員長 田中実穂議員 登壇〕

○決算特別委員長（田中実穂） 去る9月24日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました決算特別委員会に御付託いただきました認第7号平成24年度大竹市一般会計決算から認第14号平成24年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件につきましては、去る10月15日、16日、17日及び18日に委員会を開催し結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして御報告を申し上げます。

9月定例会終了後に開催されました第1回決算特別委員会におきまして、不肖、私、田中が委員長に、乃美委員が副委員長に互選された次第でございます。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により本日報告の運びとなりましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

審査の方法につきましては、まず、一般会計の歳出から各款ごとに進め、歳入は一括して行い、続いて総括質疑の後、討論、採決を行っております。特別会計7件につきましては、各会計の歳入歳出一括質疑を行い、討論終結後、採決を行っております。

それでは、審査の内容について御報告申し上げますが、4日間にわたる質疑応答や御意見など膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますが、御了承いただきたいと思っております。

それでは初めに、第1款議会費でございますが、「監査委員は、地方自治法第196条第1項の規定により、議員のうちから議会の同意を得て選任されるが、議員の監査委員とし

での役割、議会としてのチェック機能など、議員・議会の監視機能について議会事務局の見解を伺う」との質疑に対しまして、「一般的に2つの観点から監査委員を議員から選出すると言われている。まず、議員は行政全般にわたって幅広い見地からの監査を行うことが期待され、監査の結果を実行するには有意義であるということ、もう1点は議会の有する本来の性格から執行機関をチェックするという監査委員の機能に適しているという観点、これらのことから議会から監査委員を選出すると考えられている」との答弁がございました。

続きまして、第2款総務費では、「弁護士謝礼については、個別の事件ごとに契約書をつくるべきと考えるが見解を伺う」との質疑に対しまして、「これまでは弁護士との顧問契約における役務の提供の中で考えていたため、訴訟委任状を作成し、個別の契約書は作成していなかった。しかし、最近は訴訟事件が増加し、加えて長期化していることから、所掌事件の範囲、あるいは弁護士報酬を事件ごとに明確にする必要があると考え、平成25年度から委任する事件ごとに契約書を作成しているところである」との答弁がございました。

次に、「地区集会所は地域の拠点であり、また災害時における避難所でもある。既存の集会所で老朽化が著しいものがあるが、修繕、建てかえについて、空き家の活用も含めどのように考えているか」との質疑に対しまして、「新たに集会所の修繕等を支援するための要綱を、平成24年5月に制定した。市としては、修繕等を計画的に検討されている自治会に対し、優先的に補助していきたいと考えている。空き家の活用については、今後の検討課題とさせていただきたい」との答弁がございました。

次に、「公共交通整備事業補助金は、バスの便をふやすなど余り八方美人になり過ぎると行き詰まるような気がするが、どのように考えているか」との質疑に対しまして、「市では、過度に車に依存せず公共交通機関等を利用するというモビリティーマネジメントを促進している。買い物が困難ということであれば、バスを通すという考え方もあるし、買い物支援策を検討する考え方もあると思う。本当に地域の中で困っているとのことで、地区から要望があれば、どのようにして公共交通を整備していけばよいか、市民と一緒に考えていきたい」との答弁がございました。

続きまして第3款民生費では、「社会福祉協議会の監督は、以前は広島県知事であったが今は市長である。市長が社会福祉協議会の許認可権を握り補助金を支出し、そして職員が監事まで行っている。これが別法人といえるのか。法的な違反はないにしても、余りにも少数の中で物事が行われている。監事を送り込む必然性はないのではないかと考えるが」との質疑に対しまして、「法人としては、明らかに別である。社会福祉法人に対しては、市の職員を役員に出すことは基本的にはできないが、社会福祉協議会だけは5分の1を超えない範囲で役員を出せるという非常に密接した関係にある。「監事を市の職員でなくてはならないのか」と問われたら、「必然性はない」と答えざるを得ない」との答弁がございました。

次に、「子育て支援のセーフティーネットという形で病後児保育を計画してきたが、実際には利用者が少ないという状況が続く中で、制度の見直しを含め検討され、今のところ

休止状態と理解している。就労の形態が多様化し、社会環境の状況が変化していき、もっと子育て家庭の就労と保育の支援を行う必要性を感じている。今後の対応、取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「現在、病後児保育よりも病児保育を主に考えている。病児保育を中心に取り組み、病児・病後児保育ができるような形で検討しているところである」との答弁がございました。

続きまして第4款衛生費では、「乳がん検診の受診率が低いという状況の中で、啓発活動の実施ということが毎回言われている。三次市においては40歳以上の乳がん検診を無料にすることや、移動診療車による検診を始めたことで受診率がアップしている。財政の問題もあるが、将来的に考えたときに予防ということは大きく貢献をしていくと考えるが、前向きな取り組みについて、どのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「積極的に啓発活動を行い、本市においても平成23年度から平成24年度について約4%の受診率が向上している。さらに高めていくためにはどのような啓発活動が有効かということ了他市のやり方も参考にしながら、もし有効であると判断したら、予算措置についても検討していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「平成15年に竣工した総事業費31億8,000万円の本市のごみ処理施設について、いろいろな背景などにより建設することに理解はできても、竣工からわずか10年で次の施設について検討することは余りにも期間が短く、大きなタイムギャップを感じているがどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「1点目は多くの議員から指摘があるように維持管理費等が非常に多くかかる施設であるということ。2点目は福山リサイクル発電所に関する契約状況。3点目は発電所に搬入している他の自治体の動向。さらに、時代の変遷により、昨今は焼却することによっても環境に負荷がかからないような技術革新が行われているということ。そうしたことを勘案し将来的な建設費、維持管理費をトータルで試算した上で、いかなる処理方式が有利かというようなことを総合的に考えざるを得ない時期が来たという判断の中で、検討を進めている」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、「本市における景気の分析と賃金の上昇や雇用確保、また設備投資などそれらに対する行政としてのアプローチ、支援について伺う」との質疑に対しまして、「まず、平成25年8月分の本市の有効求人倍率が0.75であり、前月より0.2上昇していることから持ち直しの傾向にある。また、企業訪問や会議等があるごとに雇用の確保、拡大についてお願いをし、さらに新たに立地する企業に対しては地元雇用についてお願いもしている。今後の企業設備投資については、広島県と連携して進めていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第6款農林水産業費では、「竹林の放置により森林が縮小し、各地で土砂災害などが発生している。森林の確保において今後、土砂災害対策・森林災害対策をどうしていくのか伺う」との質疑に対しまして、「人の手入れのされていない森林、竹林等については、国の補助メニューにより森林整備等を行っている。また、山林所有者の同意を得ながら間伐材、竹林等を除去し自然災害を未然に防ぐという作業を行っている」との答弁がございました。

次に、「本市の海の浄化に向けての対応及び取り組みについて伺う」との質疑に対しま

して、「現在、市内大手企業と大竹市で公害防止協定を結び、工場排水についてはかなり改善され、水質の浄化が図られてきている。また、海での不法投棄物やごみ類に対しては年1回ではあるが、阿多田島漁協、くば漁協に協力をお願いして集めていただき、それに対し市の方で支援をさせていただいている」との答弁がございました。

次に、「阿多田でのレモン給餌によるハマチのブランド化がどのような状況なのか伺う」との質疑に対しまして、「今年度から中四国防衛局の補助金を利用して、阿多田島漁協が高知大学へ研究を委託している。そこでレモン果汁を与えたハマチを試験生産している。この1年間陸上での試験生産を経て、新年度からは1年間阿多田島周辺で生けすを設けて実際に作業をしていくこととなり、その後、外へのPR活動をしていくこととなる」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、「中小企業相談所補助金の内容を伺う」との質疑に対しまして、「商工会議所の中にある中小企業相談所に対する市の補助金である。当該相談所は、所長以下合計6名で構成されている。平成24年度4,404万570円の総事業費のうち県の補助金が3,197万2,800円充当され、残りの経費のうち指導事業にかかる経費として315万円が市からの交付となっている」との答弁がございました。

次に、「大竹市は、大企業を支える職人のまちでもある。産業を支える職人の育成についてどのような考えを持っているのか伺う」との質疑に対しまして、「技術の伝承に関しては、過去、大竹商工会議所と大竹地区鉄工業組合から要望書も出されており、市としても十分認識している。一方で、県内には、技術短期大学や広島高等技術専門学校があり、伝統技術の継承に際しては有望な学校に当たると考えている」との答弁がございました。

次に、「大竹市として持続可能な財政運営のため、企業の存続、発展は不可欠と考えるが、本市としても生産性の向上につながる、政府の示した設備投資促進に向け、何らかのアクションが取れるのか。優遇的な奨励金等を考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「過去に大竹港を拡張していく中で、工場等設備奨励金条例の改正を行ってきたが、この制度にかかわって平成20年度に産業振興条例が創設された経緯もある。大竹市内の大企業については、グローバルな企業展開をされており、こういった支援ができるか、今後の企業訪問等を通じて模索していきたい」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費では、「他市では防犯の名目などで空き家の解体に補助金を交付している。空き家を解体した場合、固定資産税、耐震化率などが上がり、さらに定住促進にもつながると考えるが、空き家解体に補助金を交付することについて考えを問う」との質疑に対しまして、「空き家対策については、現在、国・県も対策に取り組んでおり、法案の提出などの動きもある。また税の取り扱いについては、現在、国でも問題視されており、空き家処理が進まない原因の一つとも言われている。それらの状況を見ながら、空き家解体に伴う補助金等については、今後検討していく課題の一つと考えている」との答弁がございました。

次に、「現在は、御園6号アパートを優先して行うとしているが、当初は黒川地区の整備を優先としていた。黒川住宅には46世帯の入居者がおられるが、他の住宅の空き室も同じ程度ある。個人の収入等、難しい部分はあると思うが、次への目的の達成のために、移

転を進めるべきと考えるが見解を伺う」との質疑に対しまして、「黒川住宅に現在入居している46世帯の方が移転した場合、新たな居住地で家賃等が上がってくることを考慮すると、スムーズに移転することは難しいと考えている。将来的に黒川住宅をどうするかは、御園6号アパート建設後、入居状況を見ながら、また市営住宅のストック全体を見渡しながら検討していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「現在、大竹駅東口側には葬祭会館が建設され、平成23年度に策定した大竹駅周辺整備新構想の状況とは明らかに変化している。民間企業が進出することについて何ら異議はないが、今後の大竹駅周辺のにぎわいづくりなど、少なからず影響があると捉えている。どのように理解しているか見解を伺う」との質疑に対しまして、「大竹駅周辺整備新構想の中で、東口側について、このようなものを持ってくると記載しているわけではないが、駅の窓として一定の役割があると認識をしている。しかしながら、民間の土地を民間が買収し施設整備をすることについて、現在の段階で法的な規制をかけるわけにはいかない状況にある。都市計画としていろいろな施設を誘導するという手法はあるが、その際に最も重要になるのが「大竹駅がいつできるのか」ということである。現段階では、「いつできる」ということが話せるほど関係機関との協議等が進展しているわけではない。一日でも早く大竹駅の整備スケジュールを示すことができるように協議等をまとめることで、その結果、民間側の開発も大竹駅の整備に合わせた開発が進んでいくと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、「福岡市の病院で10名が亡くなった火災では、防火扉が作動しなかったことから、ほとんどの方が煙にまかれて死亡されたとされている。大竹市内に防火扉のある施設はどれくらいあるのか伺う」との質疑に対しまして、「防火扉のついている施設の数把握していない。病院等の特定防火対象物については、半年に1回の点検とともに、年に1回の消防への点検結果報告が義務づけられている。また、消防においても、立ち入り検査等で防火扉の開閉に障害がないか周辺の点検を行っている」との答弁がございました。

次に、「消防職員については、過去に採用がなかった時期があったこともあり、5年後には48歳の職員を筆頭に消防署を運営していくことになる。年齢構造の解決策として、広域消防を早期に進めていく必要があると思うがどのように考えているか」との質疑に対しまして、「組織は、若年層、中堅層、ベテラン層というバランスのとれた形が望ましい。このため、他の自治体との人事交流を視野に入れることも考えなければならない。広域消防については、各自治体によってメリット、デメリットが違うこともあり、前に進みにくい状況にあるが、粘り強く協議していきたい」との答弁がございました。

次に、「救急救命士の養成について、現状を伺う」との質疑に対しまして、「今現在、救急救命士の総数は12名である。これからは救急救命士であっても事務をとったり当直責任者になるなど、現場のみというわけにはいかないの、さらに養成していきたいと考えている」との答弁がございました。

続きまして、第10款教育費では、「本年6月にいじめ防止対策推進法が公布されたが、本市におけるいじめの現状はどのようなになっているか」との質疑に対しまして、「いじめ

の認知件数は、平成23年度の4件が平成24年度は11件とふえている。これは全国的にも同様だが、大津市の事件を契機に、各学校でアンケート調査や個人面談を行ったことにより認知件数がふえたものと認識している。また、最近の傾向として、メールによる誹謗中傷が2件あったことが挙げられる。これに関しては、警察とも連携をとって厳しく対応していくこととしている。これまでもいじめに対しては各学校で取り組んでいるところだが、いじめ防止対策推進法を受けてさらに取り組みを進めていきたい」との答弁がございました。

次に、「教育と福祉分野の連携状況など、こども相談室の現状を伺う」との質疑に対しまして、「学校現場の努力により、完全不登校の子供は少なくなっているが、その完全不登校の子供が引きこもる傾向にあり、以前よりも通室してくる人数が減っている。大竹市は教育と福祉の連携がうまくいっているまちだと思っており、学校・福祉・地域が集まるケース会議についても、ハードルなく開くことができる。そこからいかに実効性のあるものを打ち出していくかがこれからの課題だと考えている」との答弁がございました。

次に、「手すき和紙保存会は、会員の減少や高齢化で大変苦勞されている。伝統文化の保存に対する市の考えを伺う」との質疑に対しまして、「手すき和紙や大竹祭のやっこ行列などは、それぞれの地域と一体化し、また、地域の歴史的な背景に基づいているので、人・物・金があるだけでは、保存継承は難しいと思う。今後、伝統文化を保存継承するだけではなく、地域の活性化に活用することも考えたい。また、来年は市制60周年というよい機会でもある。市民の皆さんに大竹市の伝統文化、個性をしっかりと知ってもらう取り組みを考えていきたい」との答弁がございました。

続きまして、第12款公債費、第13款予備費については、質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、「生活保護費返還金が今年度は前年度に比べて減っているが、不正受給を防いだからか、または返還金自体が入っていないのか、理由を伺う」との質疑に対しまして、「不正受給件数そのものも減っているが、年金の遡及受給に係る返還金の発生が少なかったことが主な要因である」との答弁がございました。

次に、「市営住宅の債権の管理について、大竹市としての根拠法の判断は地方自治法か民法か。また、不納欠損処理は、ある時点で線を引いて処理を行うのか。債権の把握の状況を伺う」との質疑に対しまして、「大竹市では、地方自治法上の債権として判断しており、時効の中断行為をしていない場合、5年間で時効が到来する。通常は時効が到来するまでに時効中断行為を行うが、死亡や行方不明等により、5年以上時効の中断行為をしていないものについては不納欠損処理を行っている」との答弁がございました。

次に、「市営住宅における収納率向上への取り組みと、指定管理に移行した中での今後の課題について伺う」との質疑に対しまして、「収納率向上の取り組みとしては、平成23年度から徴収事務を見直している。現年分の未納額より過年度分の徴収額が下回らなければ未納額は減少するので、いかに現年分を回収していくかというところにポイントを置いた結果、現年度収納率が平成23年度で県内4位、平成24年度は県内1位と着実に向上した。市営住宅の管理については、収納業務も指定管理者に移行した。市と指定管理者が今後も情報共有をし、引き続き収納率の向上に努めていく必要があると考えている」との答弁が

ございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「予算の執行状況で、不用額が高い率で残っているが、不用額が多いほど節約をしているという考え方と、不用額は少ないほどよい行政執行がなされたという考え方があるが、大竹市においてこの不用額は適正か伺う」との質疑に対しまして、「適正かといわれると難しい面がある。こういう事業をやろうということであらかじめ算段するのが予算である。執行するときに原点に返り、再度チェックを行った結果、予算より少ない額で執行できるのではないかと思う。一方、ある程度余裕がないと行政を執行しづらい面もある。予算とぴったりに合うことがなかなか難しいということは御理解いただきたい」との答弁がございました。

次に、「岩国基地を取り巻く環境の中、安心安全なまちを構築し維持していくことは、行政の運営上極めて重要な柱の一つであり、市民が安心して暮らせるよう、国への要望・要求ができる体制また連携づくりが必要である。岩国基地の存在、平成33年度をもって交付の終了となる再編交付金の行方、そして地域の安心安全の確保について考えを問う」との質疑に対しまして、「日本の国が武力を使わないという約束をし、国を守るということは今アメリカに頼っているという中で、今後ますます岩国基地の存在感が大きくなる。一方、騒音また事故等にかかわる危険がますます増大するのではないかと危惧するところも多い。大竹市民が多くのところでは我慢している部分に十分に見合うだけの対策をとってもらよう、防衛省への要望を含めて努力をし続けていく」との答弁がございました。

以上で、一般会計に関する質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、平成24年度一般会計決算は、認定すべきものと決しております。

十

続きまして、特別会計決算の審査状況を、審査した順に御報告申し上げます。

大竹市国民健康保険特別会計、大竹市介護保険特別会計、大竹市後期高齢者医療特別会計の3件につきましては一括して審査を行いました。

まず、「他の市町では、病気などで医療にかかった際に、腹囲などをその場で測定する特定健診のみなし健診を提案しているところがあるが、本市ではどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「現在、本市でみなし健診は行っていない。みなし健診をすることによって全て解決ということではないが、他市町と受診率を比較されたときには見た目少なく見えるということはある。本市において、すぐに、みなし健診が取り入れ可能ということではないが、検討課題である」との答弁がございました。

次に、「国民健康保険の広域化について、県単位になるという話があるが、一長一短であると考えている。どのような状況であるのか。また、本市から見たときに、県単位化ということについてどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「平成29年度までに市町村から都道府県へ運営を移すため、健康保険法などの改正案を平成27年の通常国会に提出する予定とされている。まだ正式に法案が提出されるか確かな情報が来ているわけではないが、そういう方向に向かっていくと考えている。また、広域化については、基金や保険料の問題など以前より指摘があるが、県下の状況を見ながら市としてもできるだけ不利益にならないような方向で検討していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「高齢者人口がふえていく中で、認知症になっていく人たちが、ますますふえていく。どうやって現役世代が支え守っていくか大きな問題であると考えている。本市の状況について伺う」との質疑に対し、「認知症と特定する明確な基準はないが、人数にすると800人台だと考えている。認知症のサービスは、地域密着型サービスとしてグループホームが3カ所、認知症に特定した通所介護施設が2カ所、さらに平成22年度からはメープルヒル病院の中に認知症疾患医療センターができた。認知症と思われても別の病気が隠れていることがあるため、市では早期発見、早期受診、鑑別診断を促進する取り組みを進めている」との答弁がございました。

続きまして、大竹市漁業集落排水特別会計、大竹市農業集落排水特別会計につきましては、質疑はございませんでした。

次の大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計につきましても、質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市土地造成特別会計では、まず、「実質収支額のマイナス4億3,900万円が実質赤字だと思うが、この額を平成25年度から前借するという認識でよいのか」との質疑に対し、「御認識のとおりであり、会計年度独立の原則の例外として平成25年度の歳出で充てている」との答弁がございました。

次に、「平成27年度において36億円で土地売却ができるのか、また借入金が市民サービスにどう影響するのか、大きな課題であると認識している。現在、小方小・中学校の解体作業が行われているが、地方債の返済スキームに変更はないか伺う」との質疑に対し、「返済スキーム及び小方小・中学校跡地の活用方針については、基本的には変わっていない」との答弁がございました。

以上で、特別会計7件の質疑を終結し、一括討論に入りました。討論では、土地造成特別会計に反対の立場で1名の委員から討論がございました。また、特別会計全てに賛成の立場で1名の委員から討論がございました。討論を終結し、土地造成特別会計を除く6件の特別会計は簡易採決により、いずれも認定すべきものと決しています。また、土地造成特別会計は起立採決により、認定すべきものと決しております。

以上が、4日間にわたる決算審査の概要と結果でございますが、委員各位及び執行部職員におかれましては、円滑な議事運営に御協力をいただき、効率的かつ充実した審査となったと考えております。この場をおかりして皆さんの御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

また、執行部においては、この決算審査での質疑を通して各委員から出された意見・要望などについて、今後の市政運営に反映されるよう重ねてお願い申し上げまして、決算審査の報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、山本孝三議員。

○16番（山本孝三） ただいま決算特別委員長からの長時間にわたる審査の結果の報告がございましたが、平成24年度の当初予算において、この場で私なりの意見を詳細に述べておりますので、そのことを踏まえて端的に反対の意見を申し上げておきたいと思います。

最初に認7号ですが、これは引き続き従来の自民党型の開発政治を進める一つの事業として、東口の開発があれこれ予算化をされて執行をされております。それから、給食センターの問題も、私は従来から教育の一環として自校方式を採用すべきだということを強く要望してまいりましたが、その願いもかなわず給食センターが既に実現をいたしておるわけですが、教育の予算をあれこれ理由をつけて市場化して、結局のところ求められる教育に答え得るような方向とは逆のことがやられておるということも指摘をしておきたいと思います。

それから、特別会計ですが、認8号について言えば、3年国保料の値上げの実施をしておりますが、これも私が従来から基金を活用するなりこれ以上の負担をふやさないためにも、一般会計からの繰り入れ等も含めて軽減策を取るべきだということを要求してきましたが、事実上、3年連続の加入者負担が押しつけられるということになりました。

それから認13号、これも改めて3年間の事業計画なりつくられて、その目玉となっております24時間体制の介護サービス、これも結局は、今でも実施をされておらない。ようやくことしの10月に地域密着型の特養が実現をしましたが、これも値上げの根拠にされた施設としては時間的には相当おくれて、オープンまでの期間のサービスはなかったわけですね。それから、デイサービス等のことも併設だということでしたが、これは一体どうなったのか。その姿はいまだに明確ではありません。値上げをする理由としてそういうサービスをするんだということを約束しながら、見通しもないのに強行するというふうなこと自体に私は大いに疑問を持っており、予算の執行等に当たっても行政のあり方について、強い不満を持っております。

それから、後期高齢者の問題は世界に例を見ない年齢での差別制度として、これは早く見直しをして差別がないようにするというのが多くの皆さんの願いでもあります。したがって、認14号も反対です。

土地造成特別会計については、当初予算では私は特に意見を述べておらないんですが、その後、あの造成地の処分をめぐって同僚議員とともに、いろいろ処分に至る価格決定までの執行部内部の審査会、それから業者を決める上での選定委員会、それから特に鑑定評価書、このようなことはずっと後から明らかになったことなんですね。私はここの議場におられる皆さんも、最初からあの処分が提案されたときに、この庁内におかれている審査会なり選定委員会なりそれから鑑定評価書など見られた人はいないんじゃないかと思うんです。我々もわからんごめに議論したんですから、恥ずかしい限りですよ。

議案審査に当たって、わからずじまいに議論をしてわからずじまいに結論を出すなんていうことが、本当に市民の負託を受けた議会としてどうなんかということを、私は今でも

恥ずかしい思いをしとるんですよ。こういう経過を経て、今あの処分をめぐっては訴訟沙汰になっとなる。ですから、金の動きがどうだこうだというこの決算、数字上の問題だけじゃない政治の責任、行政の責任を私は決算委員会でも十分明らかにして、市民の前にその実態をオープンにすべきだということで、認12号については反対いたします。長くなりますので、私の反対意見としては以上で終わります。

○議長（寺岡公章） 山本議員、ちょっと確認をいたしますが、先ほどの発言は認第7号、8号、12号、13号、14号についての反対討論ということでよろしいですか。

○16番（山本孝三） 5件あります。

○議長（寺岡公章） ありがとうございます。他に討論はありますか。
6番、児玉朋也議員。

○6番（児玉朋也） 私は、平成24年度決算一般会計・特別会計全てを賛成の立場で討論いたします。

先ほど、委員長報告にもありましたけど、今回、一般会計の不用額の資料を見させていただきました。一般会計節別予算執行状況の工事請負費においては、予算現額から執行額及び繰越額を引いた不用額がありますが、その発生原因として事業の精査額も多く含まれており、不用額の総額が膨らんだ要因だと理解しました。工事請負については、過大な見積もりから発生する不用額の計上への抑制をさらに積極的に取り組んでいただきたいと要望します。また、内容の精査や節減の結果から不用額が発生した事業も見受けられ、職員の皆様の努力に感謝し、今後ともなお一層の適切な予算執行に努めていただきたいと思いました。一般会計全般に適切な執行処理がされており、賛成といたします。

また、特別会計においては、大願寺地区には小方小・中学校が開校し、小・中の給食も実施されており、中学生の保護者からは喜びの声も聞いております。消費税増税前の比較的若い世代が購入しやすい土地価格の販売のおかげで、多くの子育て世代の人々が、大竹市に定住しております。私は、後世において、大願寺土地開発事業は教育のための投資、増収のための投資、人口流出の歯どめ及び転入の促進のための投資であったと実感できるように、今後も後押ししていきたいと思います。多額の費用を費やしておりますが、投資的効果が見込まれる土地になる可能性を多く含んでおります。

土地造成特別会計及び特別会計全般に賛成といたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

4番、藤井 馨議員。

○4番（藤井 馨） 認第7号平成24年度一般会計の決算及び認第12号平成24年度大竹市土地造成特別会計の決算に反対の立場で討論させていただきます。

大願寺の起債の償還は、土地造成特別会計と一般会計を合わせたもので行われております。現在、違法公金支出損害賠償請求事件、通称大願寺訴訟として係争中でございます。したがって、これを理由に反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

3番、網谷芳孝議員。

○3番（網谷芳孝） 私は、一般会計、特別会計、両会計審査、特に土地造成特別会計に対し、賛成の立場で述べさせていただきます。

今、国のほうでは1年前の政権交代により、経済政策などの転換による日銀の金融緩和などいろいろな政策を素早く実行し、円安株高等で輸出関連の企業または投資家など一部ではございますが大変活気づいているようでございます。わがまち大竹市にとりましても、この4月、小方小・中学校の小方ヶ丘への移転問題の完了、給食センターの完成により、全中学校の給食の始まり、その前方に広がる宅地造成地では予想以上の契約・販売が行われており、すばらしい教育的環境になってまいりました。

また、今年度より晴海臨海公園のほうでも大きな事業が始まりましたが、まだまだ大きな事業が控えており、課題もいろいろありますが、ある程度の事業費などの投資をしながら、大竹市全体の底上げになればと思います。

また、24年度決算の額につきましては、小方小・中学校移転工事また給食センター建設など前年度に比べ大幅にふえております。全会計借入残高も前年度に比べ、若干ではありますがふえていますが、平成18年度から24年度までの全会計借入残高は五十数億円減少しているのは評価に値するものと思います。これからも第五次大竹市総合計画、住みたいまち、住んでよかったまち大竹と誰でも思えるような大竹市を目指し、しっかりとした予算編成に取り組んでいただき、執行していただきたいと思います。

以上をもちまして賛成討論とさせていただきます。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

2番、大井 渉議員。

○2番（大井 渉） 私は、認第7号一般会計及び認第12号大竹市土地造成特別会計決算について、反対の立場で討論をさせていただきます。一般会計につきましては、先ほど藤井議員が申されたとおりでございますので、特に特別会計のほうで詳しく反対の理由を述べさせていただきます。

平成23年の12月議会の土地売却のときの議案は、単に金額が2,000万円以上、面積5,000平米以上の市条例の第3条の求める議決であり、そのことしか理由はありませんでした。面積は素人でもはかればわかると思います。

しかし、問題は2,000万円というこの金額の定義でございます。1,999万9,999円でしたら、議会に諮ることは、議決は不要です。でも2,000万円だったら、議会にかけなければなりません。問題はその2,000万円をどうして決めるかという、ここに大きな問題点があるかと思います。全国の地方自治体では、第三者で専門的な国家資格を持った不動産鑑定士の評価を用いています。大竹市も過去においても現在も、不動産鑑定士に評価をしてもらい、その後、不動産評価審議会などに諮り、大竹市としての適正な価格を予定価格としてきました。

しかし、この大願寺造成地だけがこれらを見捨てて予定価格が決められました。毎年、鑑定評価をするには費用もかかるので一、二年ごとには時点修正という評価の変更をしていますが、その基礎となる評価も最初の不動産鑑定評価をベースにしています。今回の大願寺造成地の売却は、不動産鑑定士から評価もとって不動産評価審議会にも諮り、7億

1,300万円という市としての決定がなされたものの、2週間後には議会に諮ることなく3億7,000万円という予定価格が設定されました。半値以下の価格でございます。地方自治法上、適正な価格で売却することが明記されています。この時点で、違法性が高いものとなっています。

私は、昨年の決算委員会で、前教育長に「小方学園の開校条件に土地を売却しないと開校できないか」という質問をさせていただきました。前教育長の答弁は、「そのような条件はない」という答えでございました。売れなくても小方学園は開校できていたのです。私も勉強不足ですので、全ての法律や条例を理解して反対したわけではありませんが、しかしこのような価格や手法ではあり得ないと思い反対いたしました。この土地を購入したい業者もおられましたが、まさか半値以下の予定価格とはどの業者もわからず入札されませんでした。それは8億円前後の価格と誰も想定していたからです。私は、23年の11月8日の議員全員協議会で「1坪5万円ですか、6万円ですか」という質問をさせていただきました。そのときの答弁は、「1円でも高く売りたいので、金額は言えない」と、それが理由でございました。今は、あらゆる資料を取り寄せ、自信を持って係争中でございます。ぜひ、私の考えに御賛同いただき、反対の立場での意思を示していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

5番、乃美晴一議員。

○5番（乃美晴一） 私は、全会計に賛成の立場で討論させていただきます。

まず、一般会計決算なんですが、24年度の一般会計決算の特徴の一つに、基幹システムの情報をクラウド化したということが大きな特徴として挙げられます。東日本大震災を受けて住民データの安全性の確保が求められる中、県内でいち早くクラウドシステムを採用したと。そのことへの移行がある程度スムーズに行われたということについて評価をしていきたいというふうに思ってます。そのこととともに、市債もほぼ計画どおりに減少してきているという実態を評価したいと思います。

ただ、市債に関しては、臨時財政対策債が年々増加しているという状況を踏まえて、今後、関係各団体と一緒に国に解消を求めていっていただきたいということを強くお願いしたいというふうに思っております。

続いて、土地造成特別会計なんですが、我々、1回目の公募以来、1年以上この推移を見守ってきました。見守ってくる中で、不動産鑑定額では売れないなというのを誰もどの議員も多分、思ったんだというふうに思います。その中で出てきた議案ということで、今回も会計処理がされてますが、適正に我々は処理されたと、今いい土地になってますよという話がありました。それ以前に適正な値段が提示され、3億5,000万円という値段がしっかり提示されてますので、されているという事実を踏まえて認定をしたという経緯がありますので、その会計処理がちゃんと行われているということをしっかり確認できましたので決算に賛成をしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

10番、日域 究議員。

○10番(日域 究) 私は、認第12号に反対の立場で討論させていただきます。

今、たくさんの議員さんからいろいろな御意見、討論がありましたけども、自分の思いを言うのは自由ですけども、その根拠が要るんです。ここに平成23年11月4日の不動産評価審議会の記録があります。固有名詞を出して恐縮ですけど、登場人物でここにおられる方だけ言わせていただきます。大原副市長、会長さんですね。太田部長、青森部長、政岡課長、この4名がこの議場におられます。ここでどういう議論がされたか、これは私がつくったんじゃないやしませんよ。議会で議決する段階では、私は知らない。多分、皆さん誰も知らない資料なんですね。議決した後から、私が請求して出てきた文書です。これは市の職員さんがつくったものです。これを少々、紹介させていただきます。

審議員「売れなければ意味がない。開発法だけを用いることはできないのか」、説明員「通常の小規模取引であれば、直接比準法を用いている。大規模開発であれば開発法を用いることもある」、審議員「鑑定士にお願いしている以上、割合を変えることは難しいのではないか」、審議員「それでは不動産評価審議会の意味がない。不動産評価審議会の目的をいま一度確認したい」、ここで事務局です「本審議会は、不動産の適正な評価について審議し、依頼課へ回答するものである。今回、提出された鑑定評価額はあくまでも参考意見である。市長は審議会で審議された評価額を参考に価格を決定することとなる」、審議員「売れなかったらどうするのか」、審議員「本審議会は、不動産の適正な評価をすることが目的であって、売買の成立の結果まで求められているものではない。市にとっては高く売れたほうがいいのは言うまでもない」、説明員「前回は、平成20年度に徴した鑑定評価額をもとに地価の下落率から修正を行って算出している。今回の開発法では、三井社宅跡地の販売価格も考慮されているので、現実的な価格であると考えている」、審議員「三井社宅跡地との立地条件の差を考えれば、今回の鑑定評価額は現実的な価格に思われる」。

こういうことを大原副市長を会長とする大竹市不動産評価審議会がやってるんですよ。この連続性がどこにあるんですか。この後は断崖絶壁ですよ。ね、市長。こんな大インチキな議会がありますか。皆さん、この評価審議会見たことありますか、資料。北朝鮮ですよ、これじゃあまるで。その同じメンバーが、どさくさに紛れたような事業者選定委員会で決めたんですよ。職員さんには、私はきちんとしたプライドがあると感じます。わかりますか。不動産評価審議会は、正しい評価をする場なんだって。そしてどうなったか。

「異議なし」全会一致ですよ。鑑定評価額を全会一致で認めたんですよ、皆さん方は。それからこの不動産評価審議会がこのことをやってないんですよ。連続性が要るじゃないですか。そんなお粗末な行政でいいんですかって聞きたいんですよ。こういうものを出さずに「3億5,000万円は適正だ、適正だ」って言われましたよね。ここに固有名詞ありませんから、どなたのかわかりません。わかりませんけども、こういうものを隠してあることも言わずに議案を通したわけですから、どう考えても問題は相当根深いですね。大竹市の正式なルールでいけば、この不動産評価審議会が適正な価格を決めるんです。

さっきの討論にありましたけど、市長が決めるのは予定価格です。予定価格を決める人が適正な価格を決めてはいけません。当たり前ですよ。ピッチャーとバッターとアンパ

イアが要るわけですよ。ピッチャーがボールを投げといて自分で「ストライク」って言ったんじゃあ野球はできませんよね。安く売っていけないんじゃないですよ。適正な金額は別途あって、でも「わしゃあ安う売るんじゃ」って言うんだったらそれでやったらいいんです。適正な価格っていうものをぼやかして、神聖であるべき大竹市議会を、私は愚弄していると思います。一般質問では答弁をいただけませんでしたけど、やはりこの一言一句をかみしめたら、単によかったとか悪かったとか言うんじゃないで、この記録の一言一句をかみしめたらおのずと見えてくるものがあるじゃないですか。それが見えない者は行政に携わる資格がないと思います。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

8番、山崎議員。

○8番（山崎年一） 平成24年度の土地造成特別会計の決算認定に反対の意見を述べて意見を表明したいと思います。

先ほどから先輩議員や同僚議員から御指摘がありましたように、23年度決算、審議、あるいはそれ以後にこの土地造成特別会計の問題点は明らかになってまいりました。先ほどの売却選定委員会あるいは不動産評価審議会等の不明朗な点も多くあらわれております。私がこの反対する理由であります、土地造成特別会計において売却された大願寺地区の造成地は、6.2ヘクタールの売却地に対して1.5ヘクタールの開発放棄地が存在していると。大願寺地区のまちづくりが放置される結果となっている。この土地造成特別会計の大願寺地区造成地の売却による起債の償還は24年度の会計にも反映されておるといことで、認定できないというものであります。

また、この大願寺地区造成地の売却については、現在、法廷に持ち込まれ裁判で係争中であり、市民から法廷に持ち込まれ、訴訟の対象になっている土地造成特別会計について認めるわけにはいきません。当初、大願寺地区は小方小・中学校を移転し、小中一貫校として小方学園と住宅地をともに開発し、学校施設と一体となった優良な住宅団地として活気に満ちた魅力ある住宅団地を開発するというのが目的であり、地区計画の理由では、建設、入居時から良好な住宅、住環境形成による良質な住宅地を整備供給し、定住化を促進し、人口増加を図る施策として整備する地域として位置づけられております。

しかしながら現状は、売却された4分の1が未開発という状況であり、市民の大切な財産をこのような状態で放置されるような売却がまちづくりとは言えないのではないかと。しかも市長は、土地の利用開発に関して、売却先であるエポックワンに決定権があるなどと、売却した責任をみずから放棄されております。この1.5ヘクタールの空き地は、当初から福祉施設用地として計画されたものであります。それを福祉施設としての契約がないとか、4ヘクタール以上の宅地が条件で売却をクリアしていたから契約したなど、募集要項にもプロポーザルの条件にもないことを堂々と主張し、白を黒と言い張る、このような姿勢は市民の期待を裏切るものと言わざるを得ません。

申し上げておきますと、平成23年10月14日の大竹市都市計画審議会において、大願寺地区の開発計画を住宅地から共同住宅、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームなどが

建設できるように変更をしたのであります。そして広島県に申請をし、その年の11月7日に広島県の変更許可がおりた。一日後の11月9日から大願寺地区の売却の事業者を募集したのであります。申し上げておきますと、23年10月14日の大竹市都市計画審議会において、大願寺地区の開発計画を住宅地から変更したと、このことは11月以後の中国新聞でもそのことが報告をされております。そして、11月8日の議員全員協議会においては、監理課長の説明では、議事録を引用しますが、「このたび地区計画を変更して店舗や老人ホーム、保育所などの建設ができるように地区計画を改めて、応募しやすくしました」と、説明しとるんであります。

今回の大願寺裁判においても、被告側の提出証拠書類、23年11月9日でありますが、先ほど申し上げました中国新聞の記事は、「大竹市は、都市計画を変更、福祉施設や保育所なども建設できるようにした」。こういう報道を中国新聞がしております。4ヘクタール以上の宅地が条件というものは、大竹市大願寺地区造成地土地売払い事業募集要項で、土地利用条件について、「譲受を希望する土地内において、地区計画で定める建物等の用途制限の住宅地中、老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するものの建築を見込んでいる場合は、当該建築物のための用地を除いた残りの面積が4ヘクタール以上になること」と規定されているもので、4ヘクタール以上という規定は、福祉施設等を計画していれば、残りの住宅地が4ヘクタールとしたものであることは明らかであります。まさに白を黒と言ひ含める。ここにその募集要項がございます。この中にそういうことが書いてあるわけです。また、募集要項事業計画の様式3では、記入のポイントとして、1で土地譲受申出面積、2で老人ホーム、保育所等に係る面積。括弧して「注意書きを参照してください」。注意書きでは、2の欄には応募者において、大願寺地区地区計画に定める建築物（老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの）の建築予定がある場合は、当該建築物に係る土地の面積を記入してください。要するに、そういう福祉施設をつくるのであれば、そのことの面積を記入してください。残りが4ヘクタールですよ。こういうのがこの大願寺地区の募集要項の中身であります。

ここに、譲受を希望する土地内において、地区計画で定める建築物等の用途の制限の住宅地区中（5）に掲げる老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するものの建築を見込んでいる場合は、4ヘクタール以上となるようにしてください。23年12月8日の議員全員協議会に提出された資料のエポックワンとアオイ不動産の事業計画では、募集要項の様式に示されているとおりの様式で、団地開発の概要、不動産の事業の特色、購入面積の算定根拠、購入価格の算定根拠、販売計画などを詳細に記載したものがここに出されておるわけであります。とりわけ事業の特色では、子育て支援、教育の充実。保育園の整備。高齢者福祉事業の充実では、当初から高齢者のための施設を兼ね備えた地域をつくる。雇用の創出では、高齢者福祉事業や保育園等の事業において、雇用の促進を図ると明記され、保育園を主とする子育て支援事業や高齢者の福祉サービス事業を地域に整備し、地域全体の整備計画は雇用面においても大きく影響すると定義づけております。このような考えのもとで応募者は事業計画を作成し、応募したものであります。

また、提出した書類は、変更できないということが記してあります。この募集要項には、

提出した書類は変更できないんだと。これが提出された書類であります。しかし、大願寺裁判における原告側の主張では、平成24年7月14日にアオイ不動産とエポックワンの新聞折り込みの広告であります、大願寺地区の第1回目の宅地売却募集広告、これはエポックワンとアオイ不動産が出したものであります、1.5ヘクタールについては福祉施設用地と明確に掲載をされとるんであります。ところがその後は、この福祉施設用地が抹消されております。きわめつけは、平成24年3月9日の山崎の一般質問において入山市長は、「開発の目的は分譲住宅及び福祉施設となっており、プロポーザル時点における事業計画とは変更はございません」と、答弁をされています。以上のことから、大願寺地区の空き地は当初から福祉施設として開発が予定されたものでありますから、売却された経緯もその行為による起債の償還も認めるわけにはいけないという理由によりまして、土地造成特別会計の認定に反対をいたします。

長くなりました。失礼しました。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

15番、西川健三議員。

○15番（西川健三） 12号の土地造成について、過去、大竹工業団地あるいは人口増、それぞれ考えながらこの20年間、大願寺山について今まで考えてきました。そういった状況の中で、広島県での港湾のほうは完成をし、当時の市長は人口5万人構想というのを掲げておりました。そういった状況の中で、大願寺をいかに開発をしたらどうだろうかという案が出まして、大願寺の開発に至った経緯がございます。そういったことで、人口5万人構想あるいは港湾をとということで、大竹市は何とか生き延びなきゃならん、そういう事業の中で取り組んできて、今現在、こういう状況になっております。そういった状況の中で、歴代の市長もいろいろと大願寺をしながら、その当時は宅地がどのぐらいできるんだろうか、どうだろうかというのがさまざまな価格が出たというふうに思います。そういった状況の中で前市長のときも、この宅地造成をした販売網については、その当時の市長も大変、考えられた。工業団地にしたらどうだろうか、あるいは宅地造成にしたらどうだろうか、いろいろと大竹市としての模索をしてみいました。それが現実的には公募がなかった。それで、入山市長になって、その工業団地も長く長く今の大願寺の宅地造成については、希望者をあっちこちに営業をし、あるいは出ていただける方々がどこにおられるのか、そういう判断をずっと待ってまいりました。我々議会のほうも、何とかこの団地、造成地を処分・販売していかなければならないという大きな課題が残っております。そういったことで市長ともいろいろ全協あるいは委員会で諮ってまいりました。今度はいい知らせがあるんでしょね、薄々こういう情報は入ったんで、何とかそういうふうな販売網をつくり上げたい。そういうふうな話もございました。ですが、時勢は時勢で公募に乗ってくる業者はございませんでした。我々は、大願寺をいかに開発するかということで前々の市長のときから、小方小・中学校の移転の問題、岩国大竹道路を含めてそういった地元の方々、あるいは小方の方々と議論をしてみいました。その結果が大願寺に小・中学校を上げたらいいんじゃないかということが地元の住民からも要望がございまして、そういう結果になりました。そういう状況の中で、不動産評価審議員ですか、確かに7億2,000万円とい

う価格が出たわけでございますけれども、その当時もやはり入山市長も営業されて、公募に出てこれないのが現実だと、その当時の議員さん方も恐らく知っておられたらというふうに私は思います。最後に出てきたのが、この今開発をしている業者でございます。じゃあ、この価格の問題について、これは先ほど言われたように市長は、審査委員のほうではそうかもわかりませんが、最低制限価格を設けて、今やっておかなければいけないという結論でその価格に決定をしたんだというふうに私は思います。これが、まちまち、それは今でもそういう状況の中で、学校ができて草ぼうぼうの団地を置いておくのがいいのか、我々は市長の、皆さん方に対して高い評価で買っていただくものがそりゃあいいかもわかりません。ですが、入山市長からすれば、もう最終の決断だというふうに我々は、そういうふうに感じたもんですから賛成をさせていただきました。これからは、開発業者との今いろいろな議員の皆さん方から意見が出ました。これにつきましては、開発業者が出している試案あるいは執行部のほうが認めているこの案、そこらあたりは今後、調整をしていただいて、すばらしい小方ヶ丘団地をつくっていただきたいと、こういうふうに思います。そういったことで、私は賛成をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件のうち認第9号平成24年度大竹市漁業集落排水特別会計決算、認第10号平成24年度大竹市農業集落排水特別会計決算及び認第11号平成24年度大竹市港湾及び漁港施設管理受託特別会計決算の3件について、一括採決いたします。

本3件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本3件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第7号平成24年度大竹市一般会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって本件は、認定することに決定いたしました。

続いて、認第8号平成24年度大竹市国民健康保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第12号平成24年度大竹市土地造成特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第13号平成24年度大竹市介護保険特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

続いて、認第14号平成24年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は認定することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第9～日程第13〔一括上程〕

議案第62号 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について

議案第63号 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第65号 大竹市火災予防条例の一部改正について

議案第67号 財産の取得について（小型動力ポンプ付消防車）

議案第69号 平成25年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

○議長（寺岡公章） 日程第9、議案第62号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてから日程第13、議案第69号平成25年度大竹市一般会計補正予算（第2号）に至る5件を一括議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、北林 隆議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成25年12月6日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議 案 番 号 | 件 名                           | 審査の結果   |
|---------|-------------------------------|---------|
| 議案第62号  | 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について | 原 案 可 決 |
| 議案第63号  | 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について      | 原 案 可 決 |
| 議案第65号  | 大竹市火災予防条例の一部改正について            | 原 案 可 決 |
| 議案第67号  | 財産の取得について（小型動力ポンプ付消防車）        | 原 案 可 決 |
| 議案第69号  | 平成25年度大竹市一般会計補正予算（第2号）        | 原 案 可 決 |

平成25年12月 9 日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

総務文教委員長 北林 隆

〔総務文教委員長 北林 隆議員 登壇〕

○総務文教委員長（北林 隆） 去る12月6日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案5件につきましては、9日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第62号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてでございますが、本件では、「使用料に係る消費税について、税率引き上げに伴う増額分はどの程度になるか伺う」との質疑に対し、「使用料等の課税対象となるものの消費税率引き上げによる増額分は、約200万円を見込んでいる」との答弁がございました。

次に、「消費税率の8%引き上げ時には使用料を据え置いて、10%引き上げ時に改定した方が、短期間で使用料が変わることなく市民もわかりやすいと考えるが見解を伺う」との質疑に対し、「消費税を適正に転嫁するための特別措置法が制定されたことから、消費税を転嫁しないということはできないと考えており、使用料の改定をせざるを得ない。このため、据え置くということは使用料を引き下げる形になるが、いま引き下げる理由があるかといえば説明が難しい。消費税率の10%への引き上げが確定していないことや、市へ地方消費税が入っていること、また、法体系の全体のバランスを考えれば、現時点で改定しておきたい」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第63号一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、「自宅に係る住居手当を廃止する判断に至った根拠を伺う」との質疑に対し、

十

「自宅に係る住居手当は、自宅の維持管理の費用を補填する目的から、昭和40年代に国において始まったものである。これに準じて地方公共団体も制度を取り入れてきたが、制度の趣旨が今の社会情勢にそぐわないということで、国は平成21年度に制度を廃止している。県内各市も廃止することになっており、本市においても職員労働組合との交渉で妥結したので、廃止するものである」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第65号大竹市火災予防条例の一部改正についてでございますが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第67号財産の取得について（小型動力ポンプ付消防車）でございますが、「廃車にした消防車はスクラップにするのか。払い下げや他の用途で使用することは考えていないのか伺う」との質疑に対し、「今年度は5台の小型動力ポンプ積載車を更新するが、このうち程度のよいものを2台ほど連絡車として使いたいと考えている。残りはスクラップ処分となる」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第69号平成25年度大竹市一般会計補正予算（第2号）でございますが、まず、「障害福祉サービス給付金及び障害児給付費について、増額した理由を伺う」との質疑に対し、「サービスの利用者が年々増加していることに加え、近隣に障害福祉サービス事業所がふえ、新たにサービスを利用するようになった方もいることから、増額補正したものである」との答弁がございました。

次に、「病児保育について、利用者数等の今後の見込みを伺う」との質疑に対し、「広島西医療センター内の病児保育室は、平成26年4月の開設を目指している。利用者数を見込むことは難しいが、県の補助金制度における年間50名以上200名以内の区分を目標に頑張っていきたい。市内事業所に勤務する方も対象になったことなどをPRして、たくさんの方に利用していただきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「固定資産税が4,000万円増額されているが、平成24年度における補正額1億2,000万円と比べ金額が少ない。企業に対する精度の高い情報収集によって補正額が少ないのならよいが、企業の投資が減少しているのではないかと懸念している。来年度以降の企業の動向について伺う」との質疑に対し、「今回の補正は償却資産に係る補正である。11月に大手7社に対し企業調査を実施しているが、投資額としては昨年度をかなり上回っているようである。しかしながら、既設の設備等は減価償却により年々評価額が減少していくので、これを差し引くと、来年度の固定資産税の増収までには至らないのではないかと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決



すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました、議案5件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、山本孝三議員。

○16番（山本孝三） ただいま審査報告がありました議案の中で、62号については反対の立場で意見を述べたいと思うんですが、本来、こういう公共施設の使用というのは無料にすべきだと思うんです。それなのに豊田市長のときに一律使用料を払ってもらうんじゃないかというふうなことを決めて今日に至ってるんですが、その上また消費税を転嫁すると。だからそういう負担がないような方策を考えればいいじゃないですか。何もかも国が決めたんじゃないか、そりゃしょうがないよという論法ばかりじゃあ、そりゃあ市町の政治というのは進まんと思うんです。

加えて言えば、豊田市長のときにどの団体じゃろうが個人じゃろうが一律に負担をしてもらうんだと言いながら、特定の団体や組織は無料で部屋を使っただけで、それによ手をつけないじゃないですか。そんな不公平なことを平然とやっというて、やれ消費税が税率を上げるから負担してくれじゃあいうようなことをよう言えたものよ。まずそういう行政のとるべき責任を明確にした上で、市民に負担を求めるんなら求めるのが筋だと思うんです。だから、本来の使用料を無料に立ち返るように、入山市長も精いっぱい頑張ってもらいたいと思うんです。そういう思いが強いので、反対します。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

12番、原田 博議員。

○12番（原田 博） 議案第62号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理について、賛成の立場で意見を付して討論をいたします。

法体系の中で、消費税3%のアップが決定、公布になったことから、行政としてはそれらのバランスまたそれにのっとって、本市の関係条例について改正に至ったものと認識をいたしております。国としても、この引き上げによって反動減を緩和し、景気の下振れ、リスクに対応するとともに、その後の経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげるため、経済政策また企業向け優遇策などを実施することを決定また実行いたしております。それが果たして期待どおりに効果があるのか私には把握できませんが、デフレ経済に逆戻りにならないように願うしかありません。

問題は、社会保障と税の一体改革との大義の引き上げが私たち市民にとってどのように生活に影響していくかであり、市民の皆さんにとって安心で希望と誇りが持てる社会が実現、提供できるのか、私たちとしてもその役割、責任は大きなものがあるというふうに思

っております。

しかしながら、社会保障と税は一体なものであり、特に人口減少、支え手の減少、企業の海外シフト、加えて高齢者の比率が高い大竹市では、財政状況を鑑みながら人口構成などに対応した給付、そして負担には一定の理解は必要とは思ってはいますが、一方では、市民の皆さんの安心安全なまちづくり、生活環境の維持はそれらと並行した重要な大切な取り組みであり、これらが消費税アップによりまして中断また分断される懸念には、立場上、異論を唱えなければなりません。

この議案の取り扱いにつきましては、さきの総務文教委員会では、この施行について10%の消費税アップまで待ってはとのそういう発言もありましたが、私としては地方消費税交付金の増額を踏まえつつ、財政の健全化など全体の財政スキーム、バランスをはかりながら本市のこれからのまちづくりとともに市民サービス、市民生活への対応また見通しについて、執行部におかれましては積極的に御検討また御判断いただきますようこの際にお願いを申し上げたいと思います。

以上、るる意見等を申し添え賛成討論といたします。終わります。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本5件のうち、議案第62号消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理についてを除く4件を一括採決いたします。

本4件に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本4件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本4件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第62号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第20〔一括上程〕

議案第64号 大竹市水道条例等の一部改正について

議案第66号 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について

議案第68号 広島県と大竹市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議について

議案第70号 平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 7 1 号 平成25年度大竹市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 2 号 平成25年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 7 3 号 平成25年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（寺岡公章） 続きまして、日程第14、議案第64号大竹市水道条例等の一部改正についてから日程第20、議案第73号平成25年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）に至る 7 件を一括議題といたします。

本 7 件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、乃美晴一議員。

生活環境委員会議案審査報告書

平成25年12月 6 日、第 5 回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議 案 番 号 | 件 名 | 審査の結果 |
|---------|--|---------|
| 議案第64号 | 大竹市水道条例等の一部改正について | 原 案 可 決 |
| 議案第66号 | 大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定について | 原 案 可 決 |
| 議案第68号 | 広島県と大竹市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止に関する協議について | 原 案 可 決 |
| 議案第70号 | 平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） | 原 案 可 決 |
| 議案第71号 | 平成25年度大竹市水道事業会計補正予算（第 1 号） | 原 案 可 決 |
| 議案第72号 | 平成25年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号） | 原 案 可 決 |
| 議案第73号 | 平成25年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号） | 原 案 可 決 |

平成25年12月10日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

生活環境委員長 乃美 晴一

〔生活環境委員長 乃美晴一議員 登壇〕

○生活環境委員長（乃美晴一） それでは去る 6 日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案 7 件につきましては、10日に委員会を開催し審査を行います。

したので、委員会での審査経過の概要並びに結果について御報告申し上げます。

まず、議案第64号大竹市水道条例等の一部改正についてでございますが、本件では「消費税増税により家計の負担が重くなるが、消費税は全て国に納めるのか。また、市民税非課税世帯や生活保護世帯などへの減免措置を実施した場合に、消費税分の負担軽減というのは可能であるのか伺う」との質疑に対しまして、「3事業会計とも収入にかかる消費税等額、支出にかかる消費税等額の差し引きで収入の方が多い場合は、その額を全て国に納付することになる。また、消費税等については国税であり、国民全員に賦課するとなっているため、減免措置は考えていない」との答弁がございました。

次に、「消費税の小数点以下の取り扱いについて伺う」との質疑に対しまして、「今回の消費税等の引き上げに伴い住民の負担がふえない配慮として、基本料金等は全て切り捨てで処理している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入り、反対の立場で1名の委員から討論がございました。

その内容は、「公共料金に一律に消費税を賦課するというのとは一番ひどいやり方であり、市としては何らそれに対する手当を考えていない。実態として公共料金が消費税で引き上げられ、物価も2%上昇ということでは、消費者が困り景気もよくなるとは考えられない。市の段階でできることは行い、国に物申すべきと考える」というものでございました。

討論を終結し、起立採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第66号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定についてでございますが、本件では「指定管理者となる団体は、以前、問題があったと思うが解決はしているのか伺う」との質疑に対しまして、「ひまわり福祉会においては平成23年8月に不正な経理処理の問題が起こったが、当時の役員全員が辞任し、社会福祉法に基づき、広島県知事が理事を4名選任している。その後、新理事のもとで、法人の適正管理を図るために会計、労務管理などの関係規程の整備、法人の内部監査体制の確立、職員の処遇の改善、また旧役員に対し不正経理に対する返還請求の訴訟等を起こしている。各保育所についても、今までは地域との関係が薄かったということで、運営協議会を各保育所に設立し、保護者、職員、地域の自治会長などが参加し保育サービスの向上と運営の透明化を図っている。さかえ保育所についても現在2カ月に1回協議会が開催され、福祉課の職員もオブザーバーとして参加している。広島県についてもこの法人の適正化に努めている」との答弁がございました。

次に、「課題のある家庭に対する対応として、市の家庭児童相談員との連携状況は、どうであるのか伺う」との質疑に対しまして、「さかえ子育て支援センターで具体的に連携したケースはないが、家庭児童相談員とはお互いに連絡するように話ができている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと、決しております。

続きまして、議案第68号広島県と大竹市との間における漁港管理事務の事務委託の廃止

に関する協議についてでございますが、本件では複数の委員から「漁港の移管を受け、事務や現場の管理など今の職員体制で間に合うのか伺う」との質疑に対しまして、「県のバックアップ等いただくようにしているので、これから3年間の間、県の研修等に参加し、知識を深めていきたい。人員配置については、適材適所という形の中で、当面は職員の能力アップの中で対応していきたいと考えている」との答弁がございました。

次に、「今後、市の負担が大きくなるのか伺う」との質疑に対しまして、「今までは、広島県に交付税等が入っていたが、今後は市の収入となる。しかし市の費用負担割合は、以前に比べ大きくなる」との答弁がございました。

次に、複数の委員から、「阿多田・玖波漁港の改修について要望等あると思うが、整備をされているのか伺う」との質疑に対しまして、「現状の施設において両漁港とも要望する施設については広島県で整備を完了している。したがって当分の間は、施設の整備はないものと判断し、今回移管を受けることにしている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第70号平成25年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「要支援1や2の認定を受けた方が、通所介護サービスや在宅で訪問介護サービスを受けることを介護保険の給付から外すということが取り沙汰されているが、議案と関係があるのか伺う」との質疑に対しまして、「介護保険制度については、平成27年度からの制度改正を国の方で議論している。この中で要支援者が受けられるサービスが一部受けられなくなることが考えられている。今回の債務負担行為は、今の枠組みでの事業である。平成27年度以降、事業の再編が整備されるまでは今の事業を継続することになると考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第71号平成25年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第72号平成25年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第73号平成25年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の3件につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、「人事異動に伴うものであるが、なぜこの時期に補正するのか伺う」との質疑に対しまして、「3つの事業会計とも当初予算を組む時期は、12月、1月である。人事異動が4月に行われると、給料、諸手当の金額が変わるため12月議会で補正予算を計上し、整理することになる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました、議案7件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

16番、山本孝三議員。

○16番（山本孝三） ただいまの委員長の報告について、私は議案第64号については反対の立場を表明したいんですが。

市民の皆さんの生活に一番影響があるというか、なくてはならない問題ですね、水というのは。それに機械的一律に消費税が上がったけえ料金が上がりますよと、ただ計算のときに四捨五入は低いほうで切る捨てるんだと。それで、市として市町の段階で何とかありませんかと。収入の少ない人もあるし家族の多い人もあるし、いろいろそりゃあ市民の皆さんの生活苦が待っとるわけですから。公共料金のところぐらいで何とか軽減措置を考えてもらいたいと思うんですが、それもやりませんという冷たい突き放しですよ、市長。

私は、それじゃあ市町の行政というのは国とは違うんですから、国のひどいやり方を少しでも市民の皆さんのところで見直しをしたり温かいものにしていくというのが市町の行政のあり方であってほしいと、こう思うんですよ。ところが、この議案の審査の過程でも冷たく突き放されたし、消費税そのものの問題についても逆進性の高い、税制としては皆、御承知しておられるわけですから。何とかそこを考えてほしいという思いを重ねて表明して反対の意見にします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

9番、細川雅子議員。

○9番（細川雅子） 私は、ただいまの議案第64号に、賛成の立場で討論させていただきます。

本議案は、消費税の税率が来年4月1日から8%に引き上げられることに伴って生じた条例改正です。ただいまの反対された先輩議員が討論されたとおり、消費税の引き上げは特に低所得者層の方々の生活に影響が出てくるものだというのは私も考えます。だからこそ、本大竹市議会は、今回の定例会において、食料品などの生活必需品に軽減税率制度の導入を求める意見書を国に提出することを決めました。

残念ながら、全員一致ではございませんでしたが、決定しております。

ただいま、もしこのたびの条例案に反対したとしても、市が納める消費税額が軽減、減額されるわけではありませんから、結果として市が抑えた差額は上下水道局の経営負担となってはね返ってまいります。

現在、上下水道局は、厳しい経営環境の中で、経費を切り詰めるさまざまな努力をすることによって安定した経営ができるように努力しておられます。今回、条例改正をしなければ、経営に負担がかかり、回り回って将来の市民に水道料金の値上げという形で負担をかけることになるかもしれません。今は、目先の利益に振り回されることなく、将来を見

据えた冷静な判断が必要なときだと考えております。

以上の理由で、原案に賛成の討論といたします。

○議長（寺岡公章） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件のうち議案第64号大竹市水道条例等の一部改正についてを除く6件を一括採決いたします。

本6件に対する委員長の報告はいずれも原案可決であります。

本6件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本6件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第64号を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺岡公章） 起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

+

~~~~~○~~~~~

## 日程第21 議案第74号 平成25年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

○議長（寺岡公章） 日程第21、議案第74号平成25年度大竹市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 議案第74号平成25年度大竹市一般会計補正予算（第3号）につきまして、その概要を御説明申し上げ、御承認を得たいと思います。

このたびの予算の補正は、歳入歳出にそれぞれ225万3,000円を増額し、予算総額を139億3,277万9,000円にするものでございます。

内容といたしましては、広島海区漁業調整委員会委員のうち1名が、平成25年12月10日付で辞職したことにより、平成26年1月30日に補欠選挙を執行することとなったため、補欠選挙の執行に必要な経費を計上させていただくものでございます。

以上、議案第74号の補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号は、総務文教委員会に付託いたします。

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は、午後1時を予定しております。よろしくお願いいたします。

～～～～～～～○～～～～～～～

11時48分 休憩

13時00分 再開

～～～～～～～○～～～～～～～

日程第22 平成25年請願第2号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について

○議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第22、平成25年請願第2号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、北林 隆議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                                           | 審査の結果 | 付託年月日   |
|----------------|-----------------------------------------------|-------|---------|
| 平成25年<br>請願第2号 | 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択について | 採 択   | 25.12.6 |

平成25年12月9日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

総務文教委員長 北林 隆

〔総務文教委員長 北林 隆議員 登壇〕

○総務文教委員長（北林 隆） 総務文教委員会に御付託いただいております請願1件につきましては、去る9日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告を申し上げます。

少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書採択についてでございますが、本件は連合広島大竹・廿日市地域協議会議長 堀谷俊志氏及び広島県教職員組合ひろしま地区支部大竹支区支区長 平野克博氏から提出された請願で、その趣旨は、「OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下の少人数学級を推進すること、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元することについて、意見書を



採択し、国の関係機関へ提出してほしい」との内容です。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方を尋ねたところ、「少人数学級の推進については、児童生徒一人一人へのきめ細かな対応ができることや、いじめや不登校の課題解決、また学力向上や授業改善という点でも効果的な取り組みだと考えている。大竹市教育委員会でも平成18年度より小学校1・2年生を30人学級とする少人数学級を進めてきた。今回の請願書の内容は、これまでの取り組みを後押しするものであり、国において措置していただきたいと考えている」旨の見解が示されております。

審査の中で委員から、「これまで教育委員会として、請願書の内容を国や県へ要請したことはあるのか」との質疑があり、これに対し執行部からは、「同様の趣旨については、これまでも教育長会や校長会から国等へ要請してきた」との答弁がありました。また、他に「市内小・中学校における少人数学級の現状」等について、質疑がございました。

続いて委員に意見を求めたところ、「少人数学級の推進は大事なことでと認識している。本市の財政状況が厳しい中、実施していくためには国へ一層の財政支援をお願いすべきと考え、採択すべき」との意見があり、採決の結果、本件は採択すべきものと決しております。

以上で、御付託いただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

十

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております平成25年請願第2号に関する委員長の報告は採択でございます。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第3号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから、職員をして意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。  
 ただいま、職員をして意見書案を配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第3号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

○議長（寺岡公章） 追加日程第1 意見書案第3号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

7番、北林 隆議員。

〔7番 北林 隆議員 登壇〕

○7番（北林 隆） 意見書案第3号少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書につきましては、お手元に配付しております意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書（案）

平成23年度より小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が、今年度は予算措置されていません。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げています。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっています。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや障害のある子供たちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化しています。こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要です。

子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっています。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように教育条件格差も生じています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。よって、政府におかれましては平成26年度の予算編成に当たり、次の事項につ

いて実現されますよう要望します。

記

1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23～日程第24〔一括上程〕

平成24年陳情第2号 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、  
地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見  
書の採択についての陳情

平成24年陳情第3号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の  
充実に係る意見書の提出を求める陳情

○議長（寺岡公章） 日程第23、平成24年陳情第2号及び日程第24、平成24年陳情第3号の  
2件を一括議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、乃美晴一議員。

生活環境委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                                                                 | 審査の結果 | 付託年月日    |
|----------------|---------------------------------------------------------------------|-------|----------|
| 平成24年<br>陳情第2号 | 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情 | 採 択   | 24. 6. 8 |
| 平成24年<br>陳情第3号 | 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情                      | 採 択   | 24. 9. 4 |

平成25年12月10日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

生活環境委員長 乃美 晴一

〔生活環境委員長 乃美晴一議員 登壇〕

○生活環境委員長（乃美晴一） それでは平成24年6月及び9月定例会におきまして、生活環境委員会に御付託をいただき、閉会中の継続審査としておりました陳情2件につきまして、12月10日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

平成24年陳情第2号地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国の責任ある体制を求める意見書の採択についての陳情、及び平成24年陳情第3号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出を求める陳情でございますが、本2件につきましては一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

まず、質疑では、「各地域で国土交通省の出先機関が無くなつては困るという意見が出ているのか伺う」との質疑に対しまして、「中国地方の市長会では、多くの市町が災害にあった時に、出先機関での対応が非常にすばらしかったということで、残してほしいと国に要望をしている」との答弁がございました。

次に「他市議会の意見書の提出状況について伺う」との質疑に対し、「ホームページで県内の市議会について確認をしたところ、平成23年12月に3市ほど提出している」との答弁がございました。

続いて、委員の意見を求めたところ、「国では各市町の意見を十分踏まえて対応するという基本的な態度を表明している。中国5県管内で出先機関の廃止はせず、国の責任を果たすべきという意向を国に要望しているということであるなら、採択すべきである」との意見がございました。

次に「内容的には理解できるが、県内では沿岸部の市議会から意見書を提出していない

ため、しばらく状況を見て、継続審査とすべきである」との意見がございました。

本2件について、それぞれまずは継続審査について採決をし、その後、原案について採決をした結果、本2件とも採択すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただいております陳情2件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件の委員長の報告はいずれも採択であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は採択と決定いたしました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第4号及び意見書案第5号の2件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

ただいまから、職員をして意見書案を配付させますので、しばらくお待ちください。

ただいま、職員をして意見書案を配付させましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2～追加日程第3〔一括上程〕

意見書案第4号 地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため地方建設業界の安定的な維持と、国の責任ある体制を求める意見書の提出について

意見書案第5号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に
関する意見書の提出について

○議長（寺岡公章） 追加日程第2、意見書案第4号地域の安全・安心を守り住民本位の公

共事業を推進するため地方建設業界の安定的な維持と、国の責任ある体制を求める意見書の提出について及び追加日程第3、意見書案第5号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書の提出についての2件を一括議題といたします。

意見書案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

5番、乃美晴一議員。

〔5番 乃美晴一議員 登壇〕

○5番（乃美晴一） 意見書案第4号及び意見書案第5号につきましては、それぞれ意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

まずは、意見書案第4号地域の安全・安心を守り住民本位の公共事業を推進するため地方建設業界の安定的な維持と、国の責任ある体制を求める意見書（案）でございます。

公共事業の予算配分を防災・生活関連・維持管理に重点配分するとともに、地方の災害時に国民の生命と財産、生活基盤を守り、国の責務として社会資本の整備・維持を推進するため、地方建設業界の安定的な維持と国土交通行政の執行体制の強化を求めます。

1、地方の建設業界は、災害発生時に被災者の救出のためのインフラ確保や復旧の重要な役割を果たしているとともに、地域経済における重要な産業でもあり、地域社会の安全・安心のためにこれ以上衰退することなく、安定的な維持ができるような施策を行うこと。

2、国民の生命と財産を守るための公共事業を推進するため、地方整備局の事務所・出張所、ダム管理所等の廃止は行わないこと。

3、公共事業の予算配分を水害・土砂災害・雪害等の防災及び住民本位の生活関連に伴う河川・道路・港湾等の整備、維持管理に重点配分すること。

4、国民の安全・安心につながる社会資本の整備は、国の基本的責務であり、地方に移譲することなく国の責任において行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

続きまして、意見書案第5号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実に関する意見書（案）でございます。

国の出先機関の原則廃止や独立行政法人の抜本的な見直しは、地域において国が果たすべき責任と役割を曖昧にするもので、政府の使命に反するとともに憲法第25条の完全保障を求める国民的要求にも背くものです。

よって、次の事項について実現するよう強く要望します。

1、憲法第25条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実を図ること。

2、国の出先機関の原則廃止や独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針を見直し、防災対策など住民の安全・安心を確保するために必要な、国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本２件は、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本２件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより一括討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第４号及び意見書案第５号の２件を一括採決いたします。

本２件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本２件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第２５ 平成２５年陳情第１号 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情

○議長（寺岡公章） 日程第25、平成25年陳情第１号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

まちづくり対策特別委員長、児玉朋也議員。

まちづくり対策特別委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第111条の規定により報告します。

記

| 番 号            | 件 名                | 審査の結果   | 付託年月日     |
|----------------|--------------------|---------|-----------|
| 平成25年<br>陳情第1号 | 小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情 | 継 続 審 査 | 25. 2. 28 |

平成25年12月11日

大竹市議会議長 寺岡 公章 様

まちづくり対策特別委員長 児玉 朋也

〔まちづくり対策特別委員長 児玉朋也議員 登壇〕

○まちづくり対策特別委員長（児玉朋也） まちづくり対策特別委員会に御付託をいただいております陳情1件につきまして、去る12月11日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要について、御報告申し上げます。

本陳情は、平成25年3月定例会に提出された平成25年陳情第1号、小方小学校移転跡地に「公園」設置陳情で、これまでの審査で結論に至らず、継続審査となっているものです。

審査においては、委員から、「現在、小方小学校を解体しているが、解体後の活用方法が本陳情に影響してくると思う。跡地利用の構想があればお聞かせいただきたい」との質疑があり、これに対し執行部から、「小方新駅の設置については、地元からの要望もあるので考慮すべき点があるかもしれないが、現在のところ跡地利用は決まっていない」との答弁がありました。

続いて、委員の意見を求めたところ、1名の委員から「前回の委員会から動きがないということなので、継続でお願いしたい」との継続審査の申し出がありました。

採決の結果、本件は継続審査すべきものと決しております。

以上で、御付託いただきました陳情1件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件に関する委員長の報告は、閉会中の継続審査の申し出であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 生活環境委員会の閉会中の継続審査について

○議長（寺岡公章） 日程第26、生活環境委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

生活環境委員長から、委員会の所管事務について先進地の事例を調査研究するため、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

この際、御通知いたします。次の休憩中、第一委員会室において総務文教委員会を、その終了後、議会運営委員会を開会する旨、各委員長から通知を受けております。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

1 3 時 2 4 分 休憩

1 5 時 2 0 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの休憩中に、議案審査報告についてを議席に配付させておきましたが配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

この際、議案第74号平成25年度大竹市一般会計補正予算（第3号）を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第4 議案第74号 平成25年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

○議長（寺岡公章） 追加日程第4、議案第74号を議題といたします。本件に関して委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、北林 隆議員。

総務文教委員会議案審査報告書

平成25年12月19日、第5回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                     | 審査の結果 |
|--------|------------------------|-------|
| 議案第74号 | 平成25年度大竹市一般会計補正予算（第3号） | 原案可決  |

平成25年12月19日

大竹市議会議員 寺岡 公章 様

総務文教委員長 北林 隆

〔総務文教委員長 北林 隆議員 登壇〕

○総務文教委員長（北林 隆） 午前中の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、その概要並びに結果について御報告申し上げます。

議案第74号平成25年度大竹市一般会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、「広島海区漁業調整委員会の委員は何名いるのか、あわせて選挙の概要及び大竹市における有権者数について伺う」との質疑に対し、「公選委員は9名おり、今回、うち1名が辞職したので、その補欠選挙を行うものである。選挙は、広島海区1本の選挙区で行われ、大竹市には第一投票区から第三投票区までの投票区がある。大竹市で選挙人名簿に登録されている方は現在272名である」との答弁がございました。

次に、「選挙にかかる経費の使途を伺う」との質疑に対し、「投票立会人や投開票事務従事者にかかる費用など、主には人件費である」との答弁がございました。

次に、「漁業調整委員会の役割等を伺う」との質疑に対し、「漁業法において、漁業者と漁業従事者を主体とした漁業調整機構とされている。目的は漁業生産力を発展させていくことと、権能としては県知事からの諮問に対する答申や漁場計画等に対する知事への建議、漁業者間の紛争が起こった場合の裁定が挙げられる」との答弁がございました。

他にも質疑はございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（寺岡公章） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。議員の皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから、年末年始を迎え、何かと多忙な時期ではございますが、議員の皆様におかれましては、どうか健康には十分に留意されまして、ますます御活躍されますことをお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） これにて本日の会議を閉じ、第5回大竹市議会定例会を閉会いたします。

15時25分 閉会

＋

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成25年12月19日

大竹市議会議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 田 中 実 穂

大竹市議会議員 西 川 健 三